## 個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	避難行動要支援者名簿情報ファイル	
実施機関の名称	市長	
個人情報ファイルが利用に供さ れる事務をつかさどる組織の名 称	福祉部	社会福祉課
個人情報ファイルの利用目的	災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく避難 行動要支援者名簿の作成および避難支援等関係者への情報提 供	
記録項目	□ 個人番号 □ その他の番号 ■ 氏名 ■ 性別 ■ 生年月日・年齢 ■ 住所 □ 本籍・国籍 ■ 電話番号、メールアドレス等 □ 印影	<ul><li>□ 収入・所得</li><li>□ 資産状況</li><li>□ 納税・納付状況</li><li>□ 取引状況</li><li>□ 公的扶助受給状況</li><li>□ 口座番号</li></ul>
	□ 職業・職歴 □ 学業・学歴 □ 免許・資格 □ 成績・評価 □ 賞罰	<ul><li>□ 健康状態</li><li>□ 身体特性</li><li>□ 性格・性質</li><li>□ 写真・肖像</li></ul>
	<ul><li>□ 社会的活動</li><li>□ 団体加入状況</li><li>□ 意見・要望</li><li>□ 趣味・嗜好</li><li>■ その他</li><li>➡</li></ul>	□ 家族・親族状況 □ 続柄 □ 婚姻歴 □ 居住状況 (避難支援等を必要とする理由)
	•	(上記に掲げるもののほか、 避難支援等の実施に関し市長 が必要と認める事項)
	■ 要配慮個人情報(別途記載)	
記録範囲	要配慮者のうち、災害時に自ら避難することが困難な者でその円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする次に掲げるもの。ただし、長期入院中の者又は社会福祉施設に入所している者を除く。 ①要介護認定3から5までの認定を受けている者 ②身体障害者手帳1級又は2級(総合等級)の第1種を所持する身体障害者(心臓又は腎臓機能障害のみで該当する者は除く) ③療育手帳○A又はAを所持する知的障害者 ④精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持する者で単身世帯の者 ⑤市の生活支援を受けている難病患者 ⑥その他市長が支援の必要があると認めた者	

記録情報の収集方法	■ 本人から収集(申請 ■ 本人以外から収集(	書、現況届等) 下の詳細にチェック)
	■ 実施機関内(住基情	
	□ 他の実施機関 ➡	(機関名を選択)
	□ 他の官公庁 →	(方法)
	□ 民間・私人 (	)
	□ その他 (	)
要配慮個人情報が含まれるとき は、その旨(該当項目:■)	□ 人種 □ 社会的身分	□ 信条・思想・信仰
	□病歴	■ 心身の機能の障害
	□ 健康診断結果	□診療調剤情報
	□ 犯罪の経歴	□ 犯罪被害の事実
	□ 刑事事件・少年保護	事件手続(逮捕歴等を含む)
記録情報の経常的提供先	□ 他の実施機関 ➡	(機関名を選択)
	□ 他の官公庁 ➡	(方法)
	□ 個人情報取扱事業者	(
	■ その他 (備考欄)	こ記載)
	事業者等に提供する個人情報の形態等	文書等紙媒体: 直接受渡し
開示請求等を受理する組織の名	(名 称)桶川市役所総務部線	総務課
称及び所在地		
訂正及び利用停止に関する他の 法令の規定による特別の手続等	■無 (該当する記録項目及び当該法令)	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項 ■ 第1号 (電算処理 ファイル) 政令第21条第7項に該当する	法第60条第2項 □ 第2号(マニュアル
	ファイル 口 有  ■ 無	処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案 の募集をする個人情報ファイル である旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案 を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案を受ける組織 の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工 情報に関する提案をすることが できる期間	(実施なし)	
備考	災害対策基本法第四十九条の十一に基づく避難支援等関係者 (消防、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織等) (記録されている本人の数: 1,000人以上10,000人未満)	
	凡	例 ■:該当 □:非該当

作成日:令和5年4月1日 最終修正日:令和 年 月 日